⑵　出資等の実施後におけるモニタリング

①　出資等の実施後も、必要に応じて、国際金融機関、他国の公的金融機関、民間金融機関等の金融実務も踏まえつつ、出資先、与信先及び必要に応じて事業実施国の政府等との緊密な対話等を通じ、出資先及び与信先の実態把握を行うとともに、各種リスクを最大限把握すること。

また、認定特定海外事業の円滑な実施に支障が生じた場合には、必要に応じて、出資先等から情報の収集を図ること。

②　①の規定により把握等した情報を適時に主務大臣に報告するとともに、必要に応じて主務大臣と連携しつつ、貸倒引当金の計上等を含めた適時かつ適切な対応を行うこと。

⑶　勘定全体の財務・リスク把握及び対応

推進法第八十五条の十の規定において、国は、会社が認定特定海外事業促進業務に係る出資等を実施するために要する資金の確保に努めるものとされている。

会社は、政府により措置された資金を適正に管理するとともに、国際協力銀行法第十三条第三項の規定に基づき、勘定全体における損失見込額が当該勘定に属する資本金等の総額の範囲内とすることが求められていることを踏まえ、勘定全体の損失見込額を定量的に算定しつつ、当面の間、勘定に属する資本金及び準備金を財源として、その範囲内で業務を実施することとする。

⑷　外部専門家の活用

必要に応じて、外部専門家の知見を認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理に活用すること。

三　認定特定海外事業促進業務に係る一般の金融機関が行う金融の補完

認定特定海外事業促進業務を行うに当たっては、一般の金融機関（国際協力銀行法第一条に規定する一般の金融機関をいう。）が行う金融の補完についても留意することとし、企業その他の会社以外の法人等を含む民間からの資金の動員を図ることとする。

四　認定特定海外事業促進業務の実施状況について評価及び監視を行うための体制

認定特定海外事業促進業務の適切な運営に関して客観的な評価及び監視等を実施するため、外部の有識者により組織される諮問機関が、少なくとも事業年度に一回及び会社の求めに応じて適時に認定特定海外事業促進業務の実施状況を評価し、会社に対して、その評価結果を報告する体制を確保することとする。

また、これらの評価結果は、認定特定海外事業促進業務の実施に適切に活用することとする。

五　主務大臣に対する認定特定海外事業促進業務の実施状況の報告

主務大臣に対して、認定特定海外事業促進業務の実施状況等について、次に掲げる事項に沿って必要な報告を適時かつ適切に行うこととする。

⑴　個別案件の実施に当たっての報告

認定特定海外事業促進業務の個別案件について会社が株式の売却等により出資等を終了するに当たっては、その内容について、事前に主務大臣との協議の上で実施すること。

⑵　財務の適正な管理についての報告

上記二に規定する認定特定海外事業促進業務に関する財務の適正な管理の状況について、少なくとも四半期に一回及び必要に応じて適時に主務大臣に報告すること。

⑶　諮問機関による評価及び監視についての報告

上記四に規定する諮問機関による認定特定海外事業促進業務に係る評価結果について、評価後速やかに主務大臣に報告すること。

六　その他

認定特定海外事業促進業務を適切かつ効果的に実施するため、会社は、認定特定海外事業促進業務の特性に対応した専門的人材の採用及び育成を進めることとする。

㊟　この認定特定海外事業促進業務指針における用語のうち、推進法及び国際協力銀行法において定義が定められているものについては、その例による。

○内閣府・財務省告示第七号

株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第五条の二第四号の規定に基づき、株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準を次のように定め、令和八年九月十八日から適用する。

令和八年九月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

財務大臣　片山さつき

株式会社国際協力銀行法施行令第五条の二第四号に規定する主務大臣が定める基準は、次の各号のいずれにも該当する貸付けであることとする。

一　株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）が現に借り入れているものであること。

二　残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、会社の他の債務（株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第十三条第三項に規定する劣後的政府貸付けに該当するものを除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

三　会社又は会社と密接な関係を有する者による保証に係る特約その他の法的又は経済的に他の劣後的政府貸付けに係る債務に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと。

四　ステップ・アップ金利等に係る特約その他の弁済等（弁済期限が定められていないものの弁済又は弁済期限が定められているものの期限前弁済をいう。次号において同じ。）を行う蓋然性を高めるる特約が定められていないこと。

五　弁済等を行う場合には、借入れ後五年を経過した日以後（借入れの目的に照らして弁済等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、借入れ後）に会社の任意によるときに限り弁済等を行うことが可能であり、かつ、弁済等に関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

弁済等に際し、自己資本の充実について、あらかじめ主務大臣の確認を受けるものとなっていること。

㈠　弁済等について期待を生じさせる行為を会社が行っていないこと。

㈡　その他次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

イ　弁済等が行われる場合には、会社の収益性に照らして適切と認められる条件により、当該弁済等のための資本調達（当該弁済等が行われるものと同等以上の質が確保されるものに限る。）が当該弁済等の時以前に行われること。

ロ　弁済等の後においても会社が十分な水準の自己資本を維持することが見込まれること。

六　会社が債務の履行を怠った場合における期限の利益の喪失についての特約が定められていないこと。

七　利息の支払額が、借入れ後の会社の信用状態を基礎として算定されるものでないこと。